

第1期 中期目標	第2期 中期目標
<p>（前文）</p> <p>大阪府環境農林水産総合研究所は、平成19年に「食とみどりの総合技術センター」、「環境情報センター」及び「水産試験場」を統合して発足した。</p> <p>以来、環境や農林水産業に関する調査・試験研究やこれらの成果活用に関する業務を行うことにより、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>農林水産分野では、安全・安心な農林水産物への志向が高まり、環境分野では、解決すべき課題が日々多様化してきている。</p> <p>このため、地域に根ざした専門家集団である公設試験研究機関には、これらに応えるための技術開発や支援、さらには将来を見据えた先駆的な取組が今まで以上に求められている。</p> <p>こうした背景のもと、従来の研究所の使命を継承しながら、法人自らの判断による自律的、弾力的な業務運営を行うことにより、迅速かつ的確にこれらに対応し、より一層高い事業成果を挙げ、府民サービスが向上することを目指し、平成24年4月、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）を発足させることとなった。</p> <p>そこで、研究所が、その定款第1条に定められた「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用などを行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」という目的を果たすため、本府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p>	<p>（前文）</p> <p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年4月に地方独立行政法人として新たに設立された。以来、研究所は、その定款第1条に定められた「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用などを行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」という目的を達成するため、第1期中期目標に沿って様々な取組を進めてきた。</p> <p>この第1期中期目標期間の取組について、大阪府地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会から、研究所の業務実績は「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」として高い評価を受けた。また、効果的な人員配置や効率的な事務処理・予算執行に努めてきた結果、順調に業務運営がなされてきた。</p> <p><u>今後、研究所が更に発展していくためには、環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関としての特長を活かすとともに、長期的展望に立った先駆的な技術開発を進めることで、府内外における信頼と存在感を高めていくことが必要である。</u></p> <p><u>第2期中期目標期間においては、「事業者・行政・地域社会に対して存在感のある研究所」を目標とし、以下の視点での取組を求める。</u></p> <p>① <u>製品化・商品化を意識した質の高い技術支援とこの成果のより一層の普及・拡大を通じて、農林水産業や食品産業の事業者から頼られる存在を目指すこと。</u></p> <p>② <u>環境分野及び農林水産分野に関する行政課題への対応力を強化するとともに、将来起こりうる緊急時などへの対応に備えること。</u></p> <p>③ <u>技術支援や広報活動により地域社会への貢献を強化し、府民に身近な研究所を目指すこと。</u></p> <p>これらの視点に加えて、地方独立行政法人としての特色を活かした自律</p>

	<p><u>的・弾力的な業務運営についても、不断の努力と一層の成果が求められているところである。</u></p> <p>以上の視点を踏まえて、本府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり第2期となる中期目標を定め、これを達成するよう研究所に対し指示する。</p>
<p>第1 中期目標の期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間 <u>平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。</u></p>
<p>第2 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援の実施及び情報発信 研究所は、環境、農林水産業及び食品産業の分野における専門家集団として、技術力を最大限に発揮するとともに、資源を有効に活用して、様々な技術支援を行うこと。 また、研究所が有する知見などの情報を積極的かつ分かりやすく発信すること。 さらに、その取組状況を適切に把握できるよう、数値目標を設定して積極的に取り組むこと。</p>	<p>第2 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援の実施及び知見の提供 研究所は、環境、農林水産業及び食品産業の分野における専門家集団として技術力を最大限に発揮し、<u>府民に対して様々な技術支援を行うとともに、府に協力して成果の普及を円滑に進めること。</u> また、<u>様々な分野から集積した知識や、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）などで得た知見を積極的かつ分かりやすく提供すること。</u> <u>更に、事業者や行政への支援を着実に実施するため、数値目標を設定して取り組み、その状況を適切に把握して進捗管理を行うこと。</u></p>
<p>（1）事業者に対する技術支援 農林水産業者、民間企業などの事業者に対して、幅広い観点に立った技術的な相談・指導や依頼試験を実施することなどにより、その技術開発の支援を利用者の要望に応じて迅速かつ的確に行うこと。</p>	<p>（1）事業者に対する支援</p> <p>① 事業者に対する技術支援 環境、農林水産業及び食品産業の事業者の要望に対して、幅広い観点から技術相談、指導、依頼試験、共同研究などの技術支援を迅速かつ的確に実施すること。<u>また、事業者に対する技術支援の中で得た成果をより一層普及させるため、製品化・商品化も視野に入れて、技術相談や共同研究などを実施すること。</u></p>

	<p>②事業者に対する知見の提供 <u>研究所が集積した専門的な知識や知見を、事業者の技術的な課題の解決に資するよう、事業者にとって分かりやすく、かつ入手しやすい方法で提供するように努めること。</u></p>
<p>（２）行政に対する技術支援</p> <p>① 行政課題への対応 「環境の保全・再生・創造」、「安全で豊かな食や地域特性に応じた農林水産業の振興・活性化」に向けた多様な取組に対し、迅速かつ的確に技術支援を行うこと。 また、国や府が実施する国際協力事業への参画などを通じてより一層の技術普及に努めること。</p> <p>② 緊急時への対応 災害及び事故の発生時において、緊急の対応が必要な場合には、府への協力など必要な支援を迅速かつ的確に行うこと。</p>	<p>（２）行政課題への対応</p> <p>① 行政課題に対する技術支援 <u>良好で快適な環境の保全・創出、安全・安心で豊かな食の提供に向けた府の政策目標の達成に必要な技術的課題への対応を強化するため、広く専門的な知識や知見の集積に努め、迅速かつ的確に技術支援を行うこと。</u> <u>また、全国的に共通する課題や近隣府県にまたがる対応を求められる課題についても、共同研究への参画などを通じて取組を進め、課題解決のための支援を行うこと。</u></p> <p>② 緊急時への対応と予見的な備え 災害及び事故などの発生時において、緊急の対応が必要な場合には、府への協力など必要な支援を迅速かつ的確に行うこと。<u>加えて、緊急時への予見的な備えに対しても技術支援を行うこと。</u></p> <p>③ 行政に関係する知見の提供 行政の技術力向上のため、研究所が集積した専門的な知識や知見を広くかつ積極的に府や府内市町村へ提供するよう努めるとともに、国や府が実施する国際協力事業への支援に努めること。</p> <p>④ 農業大学の運営 <u>農業大学の運営を通じ、新たな農業生産者及び農の成長産業化に資する人材の育成に努めるほか、府が行う多様な担い手育成に係る施策に協力すること。</u></p>

<p>（３）情報発信 調査研究により集積した知見など、研究所が有する情報は、府民生活の向上に寄与することができるよう、府民や事業者にとって分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で伝えるよう努めること。</p>	<p>削 除 （１．（１）事業者に対する技術支援、１．（２）行政に対する技術支援、 １．（３）地域社会への貢献、２．（４）調査研究成果の利活用 に 組替え）</p>
	<p>（３）地域社会への貢献 ① 地域社会に対する技術支援 研究所が集積した専門的な知識や知見、これまでの地域支援の取組により蓄積したノウハウを基に、環境及び生物多様性の保全などに係る地域社会の取組を支援すること。 ② 府民への広報活動 研究所の取組成果を府民に分かりやすく発信するとともに、イベントの実施や学校教育への協力などを通じて、府民に身近な研究所となるよう取り組むこと。</p>
<p>２ 技術支援の質的向上 技術支援の質の向上を図るため、地域における多様な技術的ニーズをきめ細かく把握するとともに、必要な知見を質の高い調査研究の実施などにより集積すること。また、その状況を適切に把握できるよう、数値目標を設定して積極的に取り組むこと。</p>	<p>２ 調査研究の効果的な推進と調査研究能力の向上 研究所は環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関であることから、<u>その特長を最大限に活かした調査研究に取り組むこと。同時に、地域の多様な技術ニーズに直結した調査研究を行うとともに、技術支援の質の向上に取り組むこと。</u> また、地域のニーズの把握は、生産現場や行政との連携によりきめ細かく行うこと。なお、調査研究の実施に当たっては、数値目標を設定して積極的に取り組み、外部の意見も取り入れるなど客観的に進捗を把握し、評価するよう努めること。</p>
<p>（１）技術的ニーズのきめ細かな把握 環境、農林水産業及び食品産業の分野における技術的ニーズとその動向を的確に把握し、業務に反映させること。</p>	<p>（１）技術ニーズの把握と知見の集積 環境、農林水産業及び食品産業の分野の地域における技術ニーズとその動向を的確に把握するとともに、最新の技術的な動向や研究の動きなど、</p>

	<p><u>幅広い知見を集積すること。</u></p>
<p>(2) 幅広い知見の集積</p>	<p>削 除 (2. (1) 技術ニーズの把握と知見の集積に組替え)</p>
<p>(3) 質の高い調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）の実施</p> <p>① 調査研究の推進</p> <p>環境、農林水産業及び食品産業の分野における多様な技術的ニーズへの対応に必要な知見を集積するため、調査研究を実施すること。</p> <p>集中と選択の観点から、技術的ニーズが高い分野については、重点的に調査研究を実施すること。</p> <p>農林水産業の六次産業化の推進や生物多様性の保全など、新たな技術的ニーズであって重要性や緊急性の高いものについては、技術支援や調査研究を実施できる体制を整備するなど新たな取組を行うこと。</p> <p>② 調査研究資金の確保</p> <p>多様な技術的ニーズに応えるため、府の協力のもと、外部研究資金など調査研究に必要な資金の確保に努めること。</p> <p>③ 調査研究の評価</p> <p>技術的ニーズに対する適合性、計画及び方法の妥当性など調査研究の質の向上を図る観点から評価を行い、その結果を研究管理に適切に反映させること。</p>	<p>(2) 質の高い調査研究の実施</p> <p>① 調査研究の推進</p> <p><u>選択と集中の観点から、六次産業化を含む農林水産業及び食品産業の将来的な発展、地球温暖化対策の推進、新たな環境事案への対処、循環型社会の構築など、特に技術ニーズが高い分野や早急な対応が求められる分野、あるいは将来の持続的な成長に向けて新たな技術ニーズが見込まれる分野などについて、重点的かつ計画的に調査研究を行うこと。</u></p> <p>② 調査研究資金の確保</p> <p>多様な技術ニーズに応えるため、府の協力のもと、外部研究資金など調査研究に必要な資金の確保に努めること。</p> <p>③ 調査研究の評価</p> <p><u>行政ニーズと技術ニーズに対する適合性、計画及び方法の妥当性など調査研究の質の向上を図る観点から、府や外部有識者の意見を取り入れて評価を行い、その結果を研究管理に適切に反映させること。</u></p>

	<p>(3) 連携による業務の質の向上</p> <p>① 多様な情報の収集と評価</p> <p><u>事業者への技術支援などにおいては、府をはじめとした行政機関や事業者団体、金融機関などを含む外部とのネットワークを通じ、事業者の多様な情報を収集するとともに、研究所の行う業務について積極的に意見を求めること。</u></p>
<p>(4) 連携による業務の質の向上</p> <p>事業者、大学、他の試験研究機関、府などと連携することにより、技術的ニーズを把握し、課題の解決や成果の普及に共同で取り組み、さらに高度な技術力を身につけるなど、研究所の業務の質の向上に取り組むこと。情報交換・技術の相互利用などを行い、より高度な技術力を身につけるなど、研究所の業務の質の向上に努めること。</p>	<p>② 他の研究機関との協働</p> <p><u>調査研究やその成果の普及においては、大学、他の試験研究機関などとの協力・連携に努めること。また、府県連携の取組を活用して、情報交換・技術の相互利用などを行い、より高度な技術力を身につけるなど、研究所の業務の質の向上に努めること。</u></p>
<p>(5) 知的財産権の取得・活用</p> <p>調査研究を通じて得た新たな知見、技術及び優良品種のうち技術支援に不可欠なものについて、特許の出願などを行うなどにより知的財産権を取得し、その権利を保護するとともに、技術支援に積極的に活用すること。</p>	<p>(4) 調査研究成果の利活用</p> <p>① 調査研究成果の普及</p> <p><u>研究所がその調査研究を通じて得た知見、技術及び優良品種などは、その利活用を通じて、府民生活の向上につながるよう、府に協力して積極的に普及活動を行うこと。</u></p> <p>② 知的財産権の取得・活用</p> <p><u>新たに得た知見や技術は、必要に応じて特許の出願を行う等により知的財産権を取得し、その権利の保護・活用に努めること。</u></p>
<p>3 地域社会における先導的役割の発揮</p> <p>先進的な技術開発や行政から独立した立場からの施策の提案を行うなど、地域社会を先導する役割を担えるよう努めること。</p>	<p>削 除 (1. (3) 地域社会への貢献に組み替え)</p>

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 自律的な業務運営</p> <p>理事長のマネジメントのもと、多様な技術的ニーズの変化に迅速かつ効果的に対応できるよう、業務の内容やその実施状況を絶えず点検・分析し、その結果を踏まえ、機動的に業務を見直すなど、自律的・効果的な業務運営を行うこと。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 自律的な業務運営</p> <p>理事長のマネジメントのもと、多様な技術ニーズの変化に迅速かつ効果的に対応できるよう、業務の内容やその実施状況を絶えず点検・分析し、その結果を踏まえ、機動的に業務を見直すなど、自律的・効果的な業務運営を行うこと。</p>
<p>(2) 効果的な人員配置</p> <p>組織の自律性と業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。</p>	<p>削 除</p>
<p>(3) 事務処理の効率化</p> <p>意思決定や事務処理を簡素化・合理化するなど、事務処理の効率化を進めること。</p>	<p>(2) 業務の効率化</p> <p>意思決定や事務処理を簡素化・合理化するなど、<u>業務</u>の効率化を進めること。</p>
<p>(4) 研究体制の強化</p> <p>運営費交付金における人件費相当額を固定するという考え方のもとに、弾力的な人員配置を行うことにより、研究体制の強化を図ること。</p>	<p>削 除（2.（3）効果的な人員配置に組み入れ）</p>
<p>2 組織運営の改善</p> <p>(1) 優秀な人材の確保</p> <p>長期的展望に立って計画的に、また技術的ニーズに応じて機動的に、優秀な人材を確保すること。</p>	<p>2 組織運営の改善</p> <p>(1) 優秀な人材の確保</p> <p>長期的展望に立って計画的・<u>弾力的に</u>、優秀な人材を確保すること。</p>
<p>(2) 人材の育成</p> <p>① 研修制度の確立</p> <p>職員や組織としての研究力・技術力が将来にわたって維持・向上されるよう、職員が習得すべき能力を定めた研修制度を確立すること。</p>	<p>(2) 人材の育成</p> <p><u>研修などを通じ、職員の研究力・技術力などの向上を図るとともに、公平かつ客観的な人事評価制度や職員へのインセンティブにより、職員の勤務意欲を高め、その能力を最大限に発揮できるようにすること。</u></p> <p><u>加えて、多様な職員が活躍できる環境を整備するため、自主的かつ積極的な取組に努めること。</u></p>
<p>② 人事評価制度の確立</p> <p>職員の職務能力及び勤務意欲の向上を促すため、業績を的確かつ客観的に評価できる人事評価制度を確立すること。</p>	<p>削 除（2.（2）人材の育成に組み入れ）</p>

<p>③ 職員へのインセンティブ 職員・職場の士気を高め、職員の能力を最大限に発揮させ、組織を活性化させるため、職員へのインセンティブを制度化すること。</p>	<p>削除（2.（2）人材の育成に組み入れ）</p>
	<p>（3）効果的な人員配置 職員が能力・専門性を最大限に発揮し、研究所の業務運営が効率的に実施できるよう人員を配置すること。 また、弾力的な人員配置を通じ、業務体制の強化を図ること。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 経費の執行状況を絶えず点検するとともに、職員のコスト意識を醸成するなどにより、経費を効率的に執行すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう適正な予算編成のもと、<u>経費の執行状況を絶えず点検することや、職員のコスト意識を醸成することなどにより、経費を効率的に執行するとともに、依頼試験をはじめとする技術支援の充実や外部の研究資金の更なる獲得などを通じた研究事業の収益化などにより、自己収入の確保を図ること。</u></p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 法令の遵守 業務執行に当たり、常に法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保すること。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 法令の遵守 業務執行に当たり、常に法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保すること。<u>また、高い倫理観をもって公正に取り組むこと。</u></p>
<p>2 施設及び設備機器の整備 施設及び設備機器を良好かつ安全な状態で保持し、業務を円滑に進めるため、計画的に整備を進めること。</p>	<p>削除（6 施設及び設備機器の整備に組み替え）</p>
<p>3 資源の活用 研究所が有する技術・ノウハウやフィールド・施設などの資源は、有効に活用すること。</p>	<p>削除（7 資源の活用に組み替え）</p>
<p>4 適正な料金設定 手数料や利用料については、受益者負担を前提に適正な料金を設定すること。</p>	<p>削除（3 適正な料金設定に組み替え）</p>

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 中期目標（案） 新旧対照表

<p>5 労働安全衛生管理 職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故等の未然防止に努めること。</p>	<p>削除（4 労働安全衛生管理に組み替え）</p>
<p>6 個人情報保護及び情報公開 個人情報保護及び情報公開は、関係法令に基づき適正に対応すること。</p>	<p>削除（2 個人情報保護及び情報公開に組み替え）</p>
<p>7 環境に配慮した業務運営 業務の運営に当たっては、環境に配慮するよう努めること。</p>	<p>削除（5 環境に配慮した業務運営に組み替え）</p>
	<p>2 個人情報保護及び情報公開 個人情報保護及び情報公開は、関係法令に基づき適正に対応すること。</p>
	<p>3 適正な料金設定 手数料や利用料については、受益者負担を前提に適正な料金を設定すること。</p>
	<p>4 労働安全衛生管理 職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故などの未然防止に努めること。</p>
	<p>5 環境に配慮した業務運営 業務の運営に当たっては、環境に配慮するよう努めること。</p>
	<p>6 施設及び設備機器の整備 施設及び設備機器を良好かつ安全な状態で保持し、業務を円滑に進めるため、計画的に整備を進めること。</p>
	<p>7 資源の活用 研究所が有する技術・ノウハウやフィールド・施設などの資源は、有効に活用すること。</p>